

主 要 国 に お け る 扶 養 控 除 等 （未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
扶養控除 等	扶養控除（所得控除） 扶養親族 38万円 年少扶養親族（16歳未満） 48万円 特定扶養親族（16歳以上23歳未満） 63万円	・ 人的控除（被扶養者1人につき2,750ドル [32.45万円] の所得控除） ・ 子女控除（17歳未満の扶養子女1人につき500ドル [5.9万円] の税額控除）	—	・ 子女控除（扶養子女1人につき6,912マルク [46.3万円] の所得控除） 有利な方を選択	・ 世帯単位課税（N分N乗） 家族除数 ・ 独身者 1 ・ 夫婦者 2 ・ 夫婦子1人 2.5 ・ 夫婦子2人 3 以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。
児童手当	・ 児童手当あり	—	・ 児童手当あり	・ 児童手当	・ 児童手当あり

（注） 1. 換算レートは、1ドル＝118円、1マルク＝67円。

2. イギリスでは、児童税額控除（Children's Tax Credit）を2001年度から導入する予定。

児童手当制度の概要

制度の目的

- 1) 児童養育家庭の生活の安定に寄与する
- 2) 次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する

制度の沿革

- 昭和47年 制度発足（義務教育終了前の第3子以降を対象）
- 昭和57年 行政改革特例法による特例措置
(所得制限の強化と特例給付の実施)
- 昭和61年 制度改正 義務教育就学前の第2子以降を対象
経過期間を経て、63年度から完全実施
- 平成4年 改正実施 支給対象の第1子への拡大、支給額の倍増
支給期間の3歳未満への重点化等、経過期間を経て、6年1月から実施

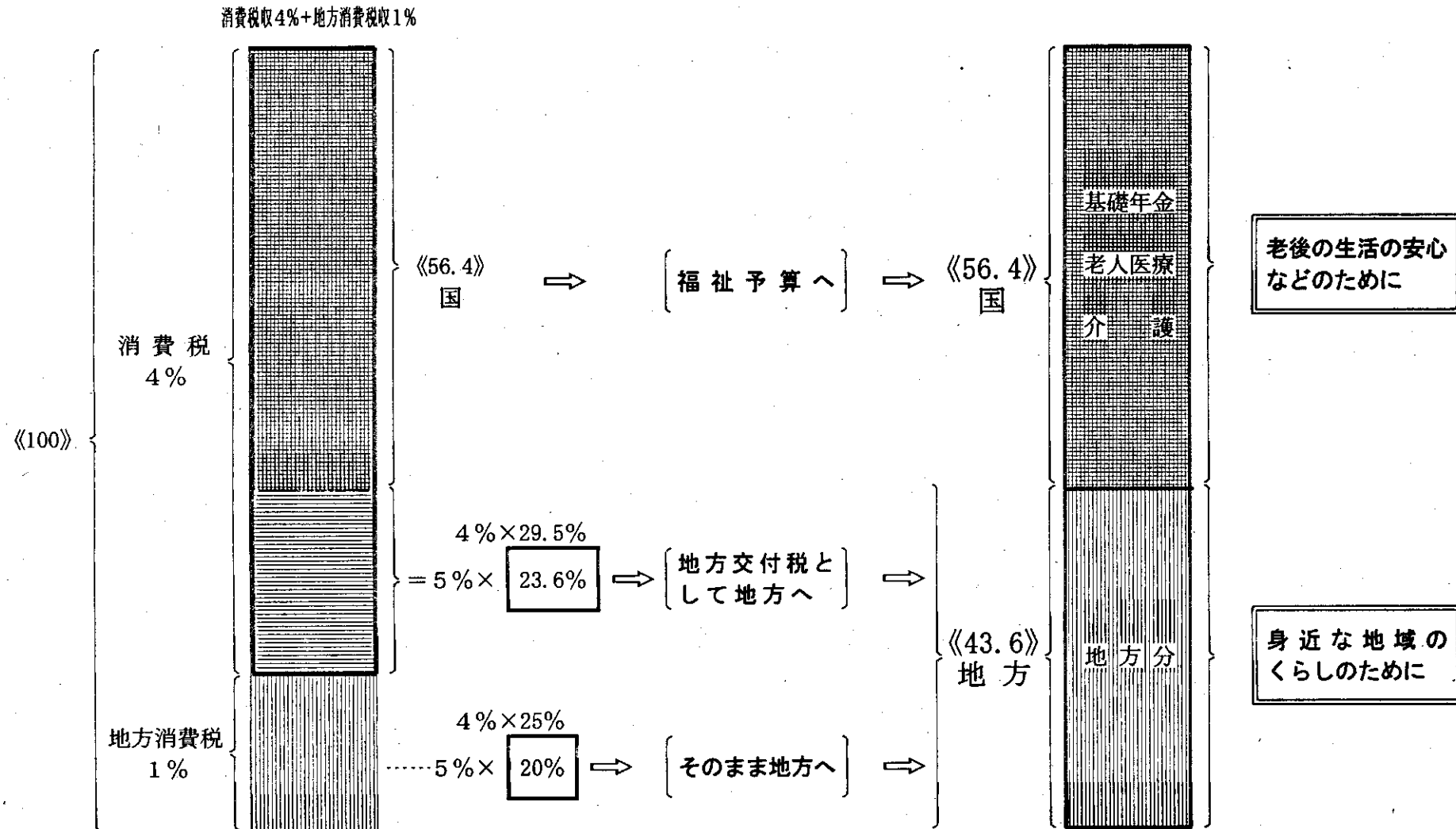
給付費

- 約 1,780 億円
(11年度予算ベース)
- 事業主拠出金 約 1,200億円
給与の0.09%
- 国 庫 約 330億円
- 地方 約 250億円

制度の仕組み

支給対象 及び 手当額	3歳未満の児童 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円
所得制限	480.0万円未満 (夫婦と児童3人の世帯の年収ベース 平成11年6月以降)
費用負担	(被用者) 事業主 7/10 国2/10 地方1/10 (非被用者) 国 2/3 地方 1/3 [地方自治体の負担は都道府県と市町村折半] (公務員) 所属庁 10/10
特例給付	・ 所得制限により手当を受けられない被用者を対象に支給される全額事業主負担による給付 (児童手当と同様の給付内容) ・ 所得制限：712.2万円未満 (夫婦と児童3人の世帯の年収ベース 平成11年6月以降)
事業主拠出金	・ 厚生年金等の被用者年金において保険料を負担している事業主が負担 ・ 拠出金の月額、厚生年金等被用者年金の標準報酬月額等を賦課標準として、これに拠出金率（平成11年度においては1.1/1000、0.2/1000は児童育成事業費充当額相当率）を乗じた額

消費税の使途



平成11年度の税制改正に関する答申（抄）

（平成10年12月16日 政府税制調査会）

二 平成11年度税制改正の諸課題

6 その他

当面の景気対策、とりわけ消費促進策として、一定期間、消費税の税率引下げ又は凍結を行うことを検討してはどうかとの主張があります。

当調査会としては、わが国社会において少子・高齢化が急速に進展する中で、勤労世代に偏らずより多くの人々が社会を支えていくことができるような税体系を構築する観点から、所得課税を税制の中心に据えつつも消費課税のウェイトを高めるための努力をしてきました。今後、更に少子・高齢化が進展する21世紀を展望するとき、消費税の役割はますます重要なものになっていくものと考えられます。たとえ一時的にせよ、消費税率の引下げ等を行うことは、今後の税制のあるべき姿に背馳することとなるため、採り得ないものと考えます。

また、将来の少子・高齢化への対応に関連し、消費税の使途を福祉目的に限定してはどうかとの考え方があります。

これに対しては、社会保障給付のあり方についての国民的な議論を経ないままに、その財源調達の方法のみを論ずることは適切でないとの意見、歳入の大きな柱の一つである消費税収の使途を特定することは資源の適正な配分を歪めるおそれがあるとの意見、社会保障と消費税との間に受益と負担の密接な対応関係は見出し難いのではないかとの意見、地方消費税を含め消費税収の4割強は地方公共団体の一般財源とされていることを考えるべきである等の意見がありました。

他方、消費税が国民の福祉の充実に資するといった趣旨が何らかの形で明確にされれば、消費税に対する国民の理解を深める上で有益であるとの意見、消費税の使途について議論することは重要であるが、今後の消費税を含む税体系全体の見直しの中で検討すべき問題ではないか等の意見がありました。

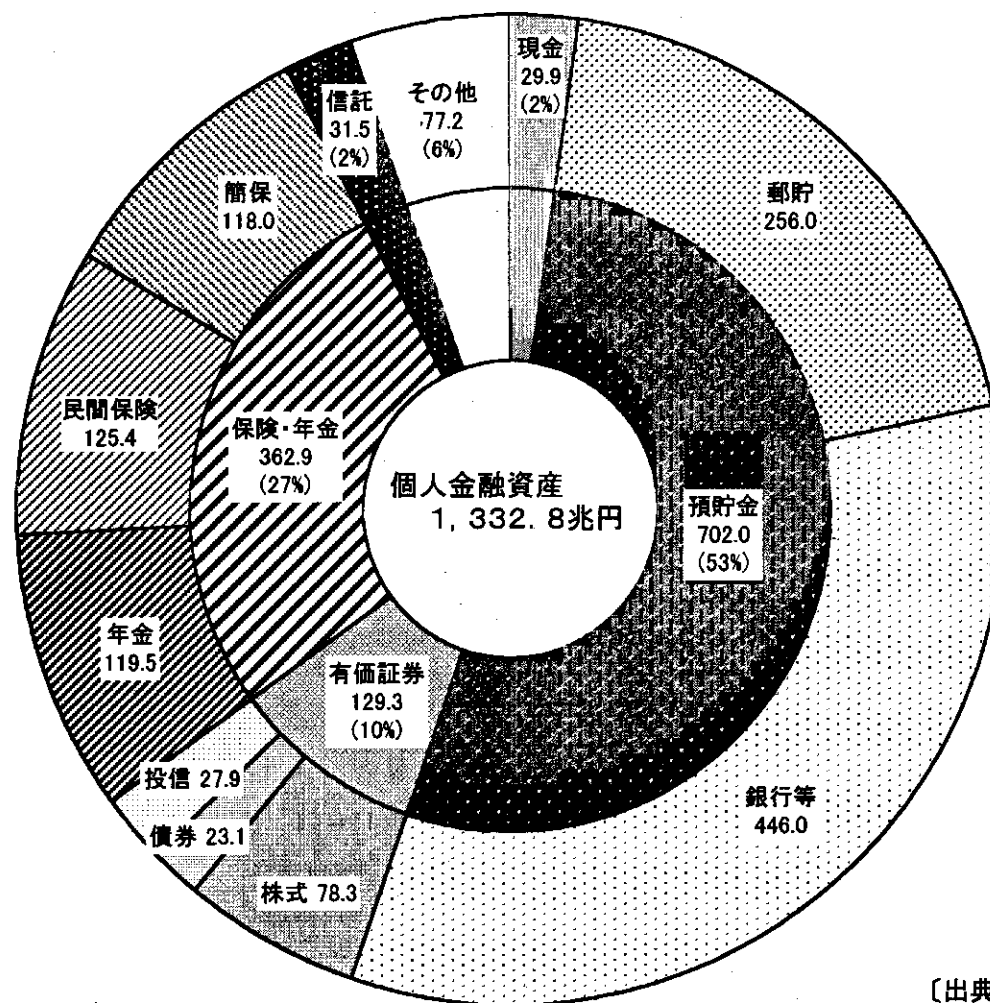
いずれにせよ、この問題は、消費税の基本的な性格に関わるものであり、諸外国における社会保障に係る財源の考え方を参考にしつつ、社会保障制度のあり方を含め、種々の観点から慎重に検討していくべきものと考えます。

近年の金融証券市場の動きと金融関連税制

金融関連税制の動き	金融証券市場の動き
[抜本税制改革] (62～元年) ○マル優廃止 ○利子一律源泉分離課税 (金融類似商品等も同様の課税) ○道府県民税利子割の創設 ○株式譲渡益の原則課税化 ○自己株式取得に係る税制上の措置 (7年) ○株式譲渡益課税の適正化 (みなし利益率の引上げ) (8年) ○国外送金等に係る調書提出制度の施行 (10年) ○ストックオプション税制の一般化 (10年) ○金融持株会社に係る税制上の措置 (10年) ○SPC、会社型投信に係る税制上の措置 (10年) ○電子帳簿保存法 (10年) ○有価証券取引税、取引所税の廃止 (11年) ○株式譲渡益の源泉分離選択課税の廃止 (13年から) ○TB・FBの発行時の源泉徴収免除 (11年) ○一括登録国債利子の非居住者等の源泉徴収免除 (11年)	[国債の大量発行・金融の国際化] [前川レポート] ○国債窓口販売開始 ○日米円ドル委員会 ○大口MMC導入 ○大口定期預金金利自由化 [金融制度改革関連法] ○銀行・証券相互参入 ○定期預金金利完全自由化 ○流動性預金金利自由化 [金融システム改革] ○外為法抜本改正 ○合併特例法 (持株会社解禁) ○会社型投信の導入、SPC制度整備 ○株式売買委託手数料の完全自由化 ○円の国際化

個人金融資産の運用先(平成11年6月末)

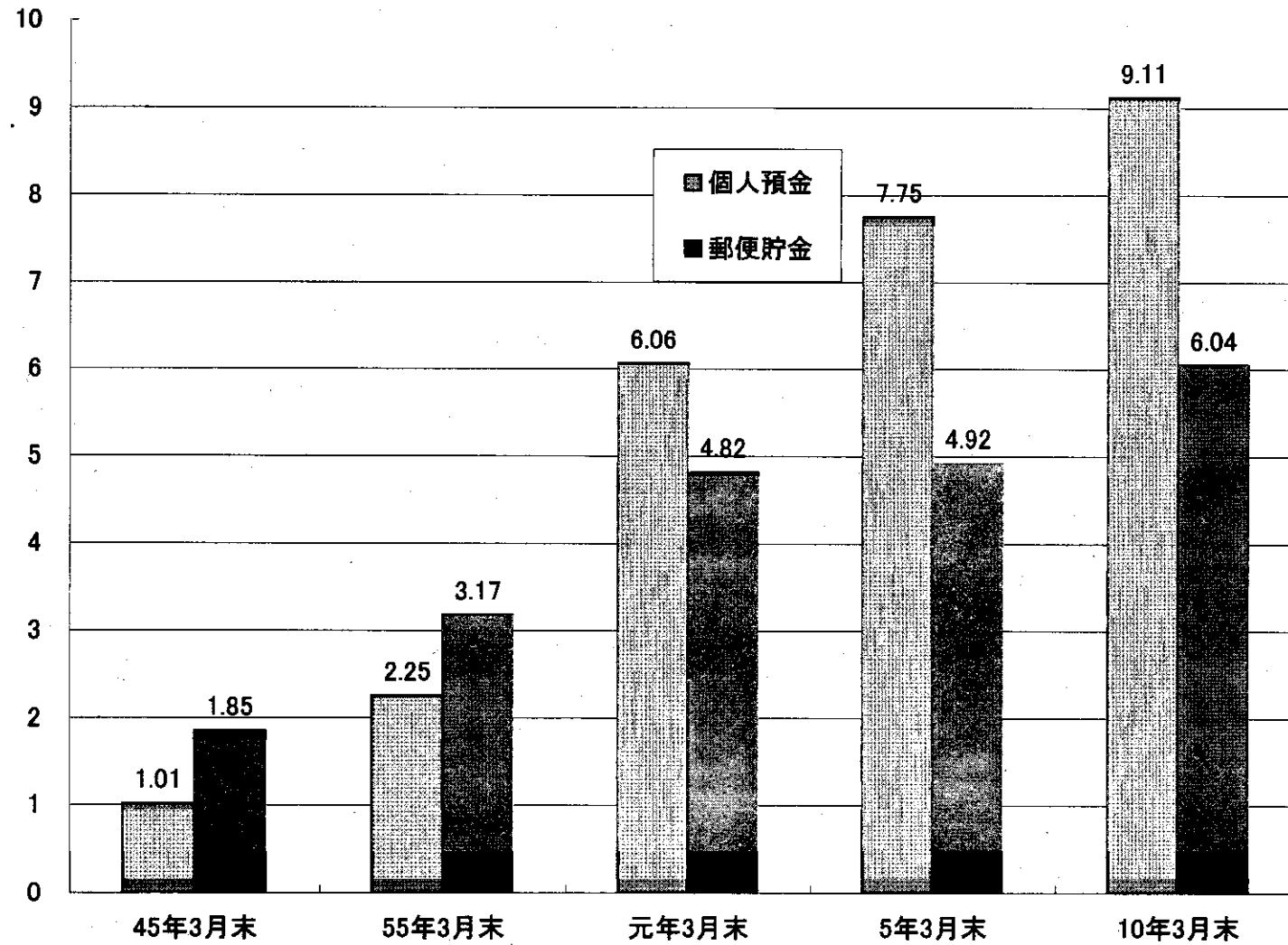
(単位:兆円)



[出典: 資金循環勘定(日本銀行)]

全国銀行預金（個人預金）及び郵便貯金の口座数の推移

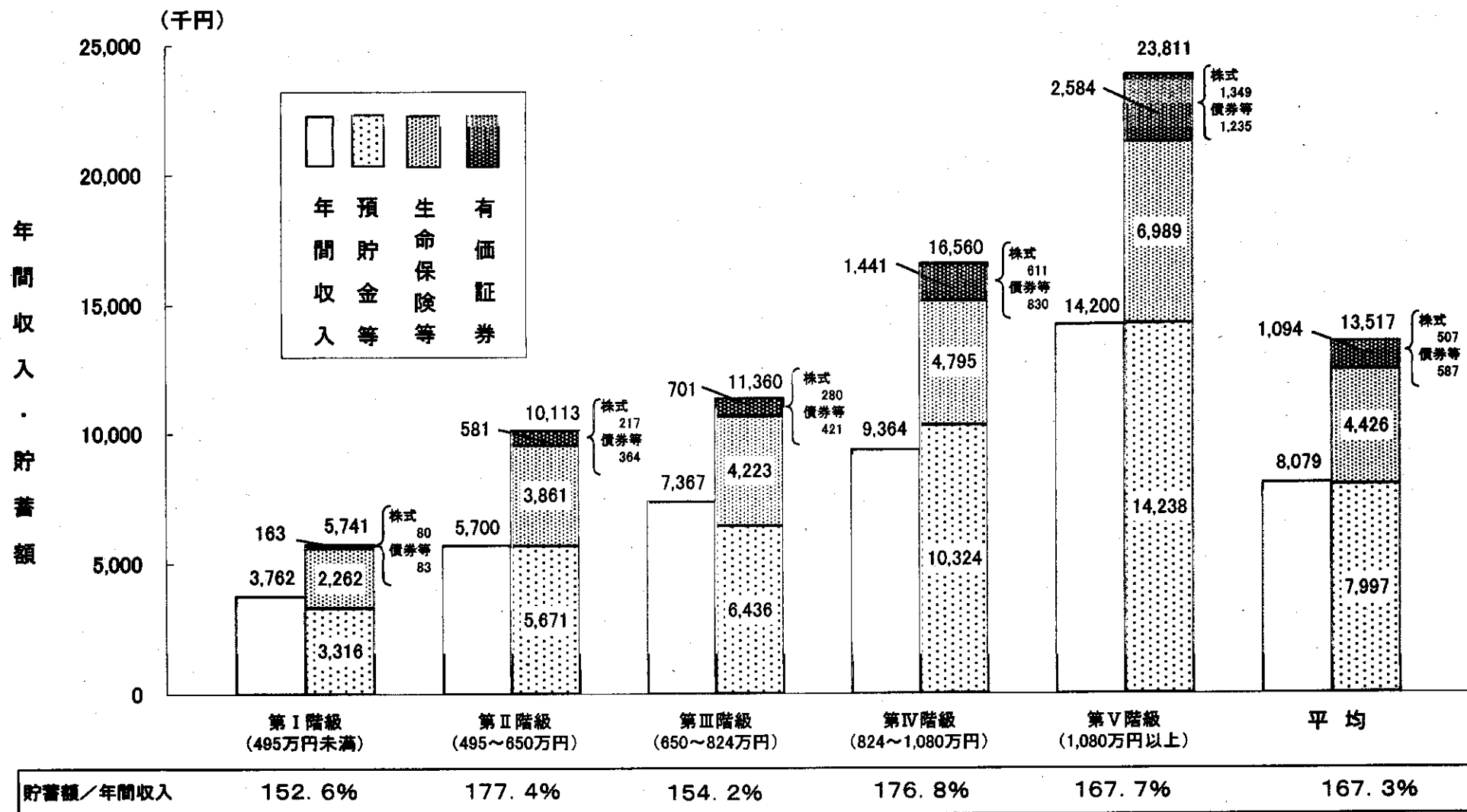
口座数(億口、億枚)



(注) 1 個人預金は「預金者別預金統計調査」(日本銀行)による。なお、無記名預金を含む。

2 郵便貯金は郵政省貯金局調べによる。なお、45年3月末の計数には、旧外地預金、戦災貯金等を含んでいる。

年間収入5分位階級別1世帯当たりの貯蓄保有状況(全国勤労者世帯)＜平成10年分＞



〔出典：貯蓄動向調査報告(総務庁統計局)〕